

## 賛助会員規則及びガイドライン

2023年×月××日 制定

### 1. 目的

大連日本商工会(以下、商工会という。)の賛助会員規則及びガイドラインを以下のとおり定めるものである。

### 2. 総則

商工会の賛助会員は、商工会の活動主旨に賛同し、定款、賛助会員規則及びガイドラインを遵守できる者とする。加えて、商工会への入会手続きを行う際には、定款、賛助会員規則及びガイドライン等の遵守義務を確認するものとする。

### 3. 賛助会員の定義及び資格要件

賛助会員の定義及び資格要件について、以下のとおり整理する。

#### (1) 賛助会員の定義

本項において、賛助会員の定義について下記の通り規定する。

名称	定義
賛助会員	本項(2)の資格要件を充足する法人

#### (2) 賛助会員の資格要件

賛助会員になるものは、原則として、下記2つの条件を満たす必要がある。

##### ① 推薦要件

正会員からの3人以上の推薦のある現地法人(分公司を含む)。

##### ② 登記要件

大連市行政区内に登記された現地法人(分公司を含む)。

#### (注) 賛助会員の権限について

賛助会員の商工会における権限は下記に限定される。

- ① 運営委員会において参加可能と認める各種商工会イベントへの参加、ただし1会員につき5名以内の参加に限るものとする。
- ② 事務局からの会員向けメール配信への受領並びにホームページの会員限定情報の閲覧及び利用

#### (注) 賛助会員の強制退会について

大連日本商工会の運営及び大連日本商工会正会員に悪影響を及ぼすと運営委員会により判断される。賛助会員は運営委員会の決議をもって会員資格を停止し、理事会の決議にて商工会から強制的に退会させることができる。

### 4. 入会審査

#### (1) 入会時の必要書類

会員区分	必要書類
賛助会員	設立形態に応じて、以下の書類が必要となる。 現地法人(分公司を含む)の場合 ・入会申込書(賛助会員) ・営業許可書(注①) ・正会員3名の推薦状(注②)

	<p>(注①) 営業許可書 営業許可書の副本原本を事務局にて確認の上、写しに社印を押印したもの。</p> <p>(注②) 推薦状 推薦状には推薦理由を記入し紹介者の署名または会社印の押印を必要とする。</p>
--	--

## (2) 入会審査の流れ

### ①必要書類の送付

新規入会を希望する者に対して、事務局より商工会の入会に必要な関係書類一式を送付。必要に応じて、関係書類への記載方法について助言を行う。

### ②入会申請の受理

新規入会を希望する者から関係書類一式が事務局に対して返送された後、関係書類が完備されているか、および記載内容に問題がないかを事務局にて確認。

### ③運営委員会の審査

関係書類の取り付け状況、事務所の所在地等の重要事項について、事務局よりコメントを付記したうえで、運営委員会での審査を実施。運営委員会の権限内で新規入会が承認できる場合は、承認後に運営委員会より事務局に対して承認する旨の返答を行う。

### ④入会申込書へのサイン

承認が完了した新規会員の入会については、新規入会の会員の入会申込書に運営委員長および会長がサインを行う。

### ⑤必要書類の保管

新規入会に係る関係書類は、当該会員が商工会を脱会するまでの間、事務局にて保管する。

### ⑥その他

運営委員会が新規入会に疑義があると判断した案件に関しては、運営委員会および事務局で事実関係を整理のうえ、理事会に諮るものとする。

## 5. 賛助会員の入会金及び会費

賛助会員の商工会への入会金及び会費は、以下の通りとする

### (1) 入会金

賛助会員の入会金は入会初年度に1社あたり200人民元とする。

### (2) 会費

賛助会員の会費は1社あたり年間2,400人民元とする。尚、10月以降に入会する場合は年間1,200人民元とする。

(3) 賛助会員の入会金及び会費は運営委員会により1年に1回見直しをするものとする。

(4) 商工会は、年度途中で賛助会員が退会した場合(強制退会も含む)納入済の会費を返還しない。

## 6. 資格要件を満たさなくなった場合の措置

会員資格がなくなった場合に理事会の決議に基づき本商工会の会員の資格を一時停止させることができるとの規定の運用について、細則を定めるものである。

### (1) 資格要件の確認業務

会員の資格要件について、各年度の初めに事務局にて会員情報の確認を実施するものとする。

### (2) 資格要件を満たさなくなった場合の措置

① 充足していない資格要件を事務局にて確認のうえ、根拠書類の取り付けを行う。

② 運営委員会の審査のうえ、理事会にて会員資格の継続の可否について審議を行う。

## 7. 他の規定の準用について

同賛助会員規則及びガイドラインに記載のない事項については正会員に関する規定を準用し、他の規定に同一趣旨の規定がある場合は原則として正会員の規定を優先するものとし、運営委員会が判断するものとする。

8. 改廃

本細則の改廃は、事務局長または運営委員長が起案して、会長が決裁するものとする。

9. 施行期日

本細則は 2023 年 10 月 1 日以降に適用するものとする。

(2023 年×× 運営委員会)